

# 平成25年度リスク評価を踏まえた 特化則等の改正

～ジメチル2, 2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)～  
～クロロホルムほか9物質(旧有機溶剤)～

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課  
化学物質評価室長 角田伸二

# 目 次

1. 化学物質のリスク評価検討会報告書の概要（平成25年5月，7月公表）
2. ジメチル2, 2-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）
3. クロロホルムほか9物質（旧有機溶剤）

# 1. 化学物質のリスク評価検討会報告書の概要（平成25年5月，7月公表）

## 初期リスク評価

○酸化チタン(ナノ粒子)  
○ナフタレン  
○リフラクトリーセラミックファイバー

○N,N-ジメチルアセトアミド  
○フェニルヒドラジン  
○フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名DEHP)

リスクは  
高くない  
(評価終了)

リスク評価の結果、  
高いリスクが認められた  
(平成26年度  
詳細リスク評価へ移行)

## 詳細リスク評価

○ジメチル-2,2-ジクロロ  
ビニルホスフェイト(別  
名DDVP)

○三酸化アンチモン  
○金属インジウム

継続  
検討

リスクが高く措置を要す  
○1, 2-ジクロロプロパン

○ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェ  
イト(別名DDVP)

その他検討  
(発がんのおそれのある  
有機溶剤10物質)

健康障害防止措置  
の検討

## リスク評価

○1, 2-ジクロロプロ  
パン

## 2. ジメチル2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)

### 有害性・性状・用途

主な有害性 (発がん性、その他の有害性 (GHS区分 1 のもの) )	性状	用途の例と構造式
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)		CAS No. 62-73-7
発がん性：国際がん研究機関 (IARC) 2 B(ヒトに対して発がん性を示す可能性 がある) その他    ：急性毒性(吸入：蒸気)、皮膚感作性、 特定標的臓器毒性(単回ばく露)神経系、 特定標的臓器毒性(反復ばく露)神経系・ 肝臓	特徴的な臭気のある 無色～琥珀色の 液体 (沸点140℃、蒸 気圧 1.6Pa (20℃) )	家庭用殺虫剤また は文化財燻蒸剤

## 行政検討会での検討結果(概要)

化学物質のリスク評価検討会報告書(平成25年7月公表)

ばく露実態調査の結果、リスクの高い作業としては、DDVPを含有する製剤の成形加工又は包装の業務が確認されたことから、これらの業務について健康障害防止措置の導入が必要

措置検討会※報告書(平成26年1月公表)

※化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会

DDVPを含有する製剤を用いた成形加工又は包装の業務については、リスク評価において、個人ばく露の測定結果が二次評価値を上回り、ばらつきを考慮した区間推定上限値も二次評価値を大きく超えるばく露がみられたことから、健康障害の防止のため、作業環境測定の実施や発散抑制措置等を講じることが必要である。

また、その有害性を勘案し、作業の記録の保存(30年間)等が必要となる特化則の特別管理物質と同様の措置を講じることが必要である。

# DDVPの健康障害防止対策

(今回の改正で表示対象物、特定化学物質の特定第2類物質に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。)

容器・包装への表示 (ラベル) (安衛法第57条、安衛則第30、32、33条、別表第2)

〈平成26年11月1日より適用〉

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)、これを重量の1%以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要です。

## 表示事項

- ①名称、②成分、③人体に及ぼす影響、④貯蔵または取扱い上の注意、⑤表示者の氏名、住所、電話番号、⑥注意喚起語、⑦安定性及び反応性、⑧標章

※主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

※平成26年11月1日時点で既に存在する物については、平成27年4月30日までは適用除外

(文書 (安全データシートSDS) の交付等による通知については、今回、改正はなし)

## 特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率

(特化則第2条の2)

- ◆ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトと、これを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「DDVP等」という）が対象
- ◆ DDVP等を製造し、または取り扱う作業のうち、DDVPを含む製剤の成形加工または包装業務（以下「DDVP成形・加工・包装業務」という）が規制の対象

### 適用除外作業

DDVP成形・加工・包装業務以外の業務

※ [容器・包装への表示] については適用除外となりません。

## 発散抑制措置等

(特化則第4,5,7,8,29,30,32,33,34の2,35条) (安衛則第86,88条及び別表第7)

DDVP成形・加工・包装業務について、DDVPなどから発散するガス、蒸気に労働者がさらされること（ばく露）を防止するため、次の措置をとることが必要です。

- 1 対象物の製造工程の密閉化
- 2 製造工程以外の対象物のガス、蒸気が発散する屋内作業場での発散抑制措置
- 3 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届出等

**平成27年11月1日から義務化。**ただし、平成26年11月1日～平成27年10月31日に製造・取扱い設備を新設する場合は、新設する時点から。また、3の設置計画の届出は、発散抑制設備を平成27年1月31日までに設置・移転・変更しようとする場合は不要。



<平成27年11月1日より適用>

DDVP成形・加工・包装業務では、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要です。

※試験研究のため取り扱う作業を除く。

- ◆「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任（特化則第27条）
- ◆作業主任者の職務（特化則第28条）
  - ①作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
  - ②局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1カ月を超えない期間ごとに点検すること。
  - ③保護具の使用状況を監視すること。

# 漏えい防止のための措置等

(特化則第13条～18条ほか)

＜平成27年11月1日より適用＞

DDVPなどの製造・取扱い設備で移動式以外のもの（特化則で「特定化学設備」という）からの漏えい事故などによる労働者の健康障害を予防するため、次の措置をとることが必要です。

(特定化学設備について)

## 1 漏えいの防止措置等

- ①腐食防止措置（特化則第13条）
- ②接合部の漏えい防止措置（特化則第14条）
- ③バルブ等の開閉方向の表示等（特化則第15条）
- ④バルブ等の材質等（特化則第16条）
- ⑤送給原材料等の表示（特化則第17条）
- ⑥作業規程（特化則第20条）
- ⑦設備の改造等の作業時の措置（特化則第22条、第22条の2）
- ⑧適切な容器の使用、保管等（特化則第25条第1項から第4項まで）

## 2 漏えい時など異常時・緊急時のための措置等

- ① 2以上の出入口（特化則第18条）
- ② 計測装置の設置（特化則第18条の2）
- ③ 警報設備等（特化則第19条）
- ④ 緊急遮断装置の設置等（特化則第19条の2）
- ⑤ 予備動力源等（特化則第19条の3）
- ⑥ 不浸透性の床（特化則第21条）
- ⑦ 漏えい時の退避等（特化則第23条）
- ⑧ 救護組織、訓練等（特化則第26条）

## 3 点検、労働基準監督署への届出等

- ① 特定化学設備の定期自主検査及び点検（特化則第31、32、34、34の2、35条）
- ② 特定化学設備の設置等の計画の届出（安衛則第86、88条及び別表第7）  
（設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要）

※ 1-⑦⑧、2-⑦⑧、3-②以外は平成27年11月1日より措置が必要。ただし、平成26年11月1日～平成27年10月31日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から。

1-⑦⑧、2-⑦⑧は平成26年11月1日より。3-②は、特定化学設備を平成27年1月31日までに設置・移転・変更しようとするときは不要。

## その他の措置

(特化則第12条の2,24条,37条, 38条~38条の4,43~45条,53条)

<平成26年11月1日より適用>

- ◆有効な呼吸用保護具等を備えること（特化則第43~45条）
- ◆ぼろ等の処理（特化則第12条の2）
- ◆関係者以外の者の立入禁止措置（特化則第24条）
- ◆取扱い上の注意事項等の掲示（特化則第38条の3）※
- ◆作業を記録し、30年間保存すること（特化則第38条の4）※
- ◆休憩室、洗浄設備の設置（特化則第37条、第38条）
- ◆喫煙、飲食の禁止（特化則第38条の2）
- ◆事業廃止時の記録の報告※（特化則第53条）

※特別管理物質としての措置

## 作業環境測定

(特化則第36条～第36条の4)

〈平成27年11月1日より適用〉

対象物を製造・取り扱う屋内作業場（DDVP成形・加工・包装業務に限る。）では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

- ◆ 6カ月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定士※（国家資格）による作業環境測定を実施
  - ※ 分析は**3号**（特化物）の資格を持つ第一種作業環境測定士資格を有する測定士が実施
- ◆ 結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じて適切な改善が必要
- ◆ 測定の記録及び評価の記録は30年間保存

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)	0.1mg/m <sup>3</sup>	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

＜平成26年11月1日より適用＞

DDVP成形・加工・包装業務に常時従事する労働者に対して、健康診断を行うことが必要です。

- ◆対象物の製造・取扱い業務（DDVP成形・加工・包装業務に限る）に常時従事する労働者に対し、雇入れまたはこの業務への配置替えの際及びその後6カ月以内ごとに1回、定期的に、規定の項目について健康診断を実施
- ◆過去にDDVP成形・加工・包装業務に常時従事させたことがあり、配置転換して現在も雇用している労働者についても同様に健康診断を実施
- ◆対象物が漏えいし、労働者が汚染された時は医師による診察または処置を受けさせる。
- ◆健康診断の結果（個人票）は、30年間の保存が必要
- ◆健康診断の結果を労働者に通知
- ◆特定化学物質健康診断結果報告書（様式第3号）を労働基準監督署長に提出

### 3. クロロホルムほか9物質（旧有機溶剤）

化学物質名	発がん性分類	がん原性指針	改正前の規制区分
クロロホルム	「2B」(IARC 73(1999))	がん指針(H7)	第1種有機溶剤
四塩化炭素	「2B」(IARC 71(1999))	がん指針(H3)	第1種有機溶剤
1,4-ジオキサン	「2B」(IARC 71(1999))	がん指針(H4)	第2種有機溶剤
1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)	「2B」(IARC 71(1999))	がん指針(H5)	第1種有機溶剤
ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)	「2A」(IARC 110(2014))	がん指針(H13)	第2種有機溶剤
スチレン	「2B」(IARC 82 (2002))		第2種有機溶剤
1,1,2,2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)	「2B」(IARC 106 (2014))		第1種有機溶剤
テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	「2A」(IARC63(1995))	がん指針(H7)	第2種有機溶剤
トリクロロエチレン	「1」(IARC 106 (2014))		第1種有機溶剤
メチルイソブチルケトン	「2B」(IARC 101(2013))		第2種有機溶剤

#### IARCの発がん性分類

- グループ1 この物質は人に対して発がん性を示す。
- グループ2A この物質は人に対しておそらく発がん性を示す。
- グループ2B この物質は人に対して発がん性を示す可能性がある。

# これまでの検討経過

有害性評価小検討会(有害性の検討H25.5.2)

有機溶剤の内、IARCの発がん性評価で  
1、2A、2Bの10物質に発がんのおそれあり



リスク評価検討会(リスクの判定H25.6.21ほか)  
労働者へのばく露が懸念されるため、発がんのおそれのある有機溶剤を使用する有機溶剤業務で、記録の保存期間を延長するなどの措置を講ずることが必要

**報告書の公表(H25.7.24)**



化学物質の健康障害防止措置検討会  
(具体的措置内容の検討H25.9.18ほか)  
特化則へ移すとともに、特別管理物質と同様の措置を講じることが必要

**報告書の公表(H26.1.29)**



特別規則による規制  
(関係法令の改正)

政令 H26.8.20公布、H26.11.1施行

省令 H26.8.25公布、H26.11.1施行

クロロホルム(2B)、四塩化炭素(2B)、1,4-ジオキサン(2B)、1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)(2B)、ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)(2A)、スチレン(2B)、1,1,2,2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)(2B)、テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)(2A)、トリクロロエチレン(1)、メチルイソブチルケトン(2B) ※ ( )内はIARC発がん性評価

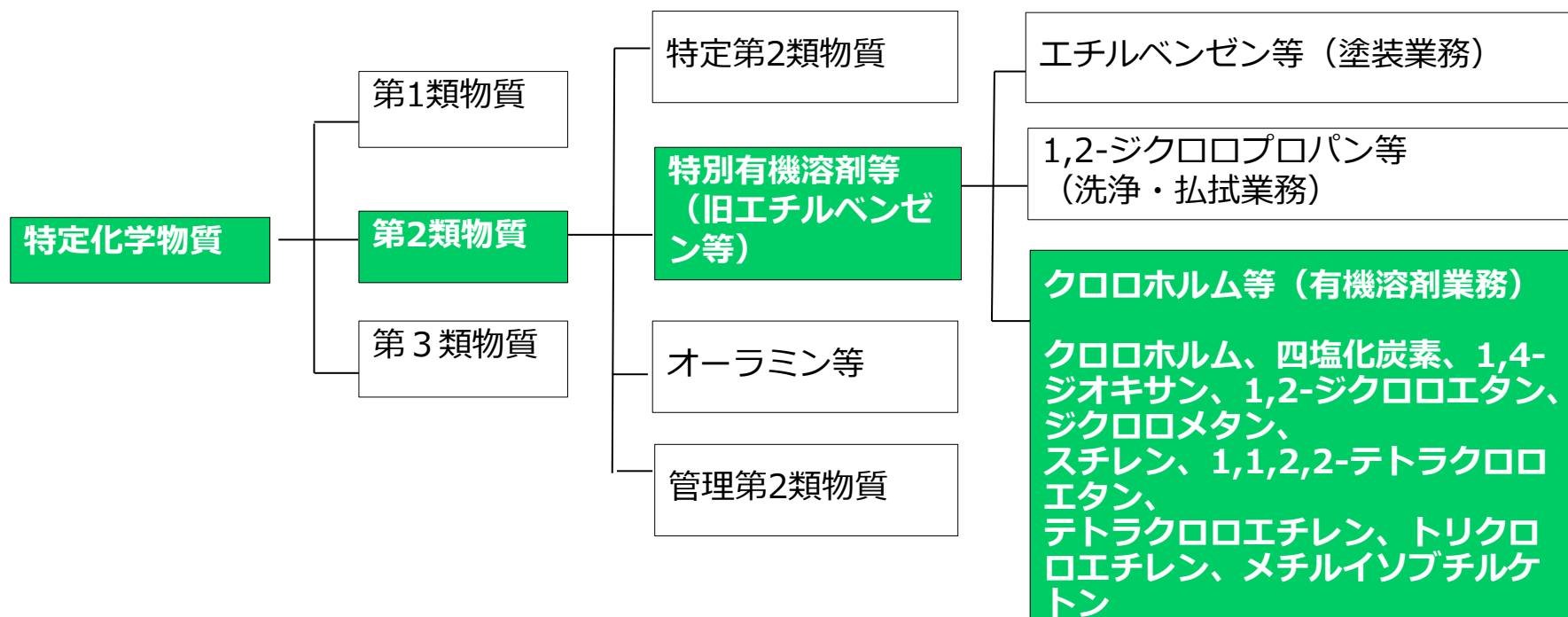
- 沸点が低く常温での蒸気圧が高いものが含まれる(例:ジクロロメタンBP:40°C、蒸気圧47.4kPa(20°C))(参考:水の蒸気圧2.3kPa(20°C)、47.5kPa(80°C))
- 作業環境測定評価結果より第2又は第3管理区分の作業場が認められる(例:ジクロロメタン、第2又は第3管理区分比率:22.8%)
- 有機特殊健診の生物学的モニタリング検査で分布2又3に区分される結果が認められる(例:トリクロロエチレン、分布2:4.4%、分布3:1.6%)

(措置内容)

- 1 **作業記録**の作成
- 2 記録の**30年間の保存**
  - ・特殊健康診断結果の記録
  - ・作業環境測定の測定結果と評価結果の記録
  - ・作業記録
- 3 名称、人体に及ぼす作用、取扱上の注意事項、使用保護具の掲示
- 4 事業廃止時の記録の報告
- 5 有害性に応じた含有率(裾切り値)の見直し(5%→1%)

# クロロホルムほか9物質の健康障害防止対策

（クロロホルムほか9物質は、これまで有機溶剤の中に位置づけられていましたが、発がん性を踏まえた今回の改正により、特定化学物質の第2類物質の「特別有機溶剤等」の中に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。）



あわせて、これまで「エチルベンゼン等」として分類されていたエチルベンゼン等、1,2-ジクロロプロパン等も「特別有機溶剤等」の中に位置づけられました。



# 今回の改正の概要

(分類) **特定化学物質 第2類物質（特別有機溶剤等）、特別管理物質  
表示対象物質、SDS交付対象物質**

(適用の業務) 屋内作業場等で行う有機溶剤業務

(主な規制)

- 容器・包装への表示
- SDSの交付
- 発散抑制措置（局所排気装置の設置等）
- 局所排気装置の性能  
制御風速（囲い式：0.4m/s、外付け式：上方1.0m/s、下方・側方0.5m/s）
- 作業主任者の選任  
有機溶剤主任者講習修了者より**特定化学物質作業主任者を選任**
- 作業環境測定  
6ヶ月に1回測定、評価、**30年間保存**（一部3年間保存）
- 特殊健康診断  
雇入・作業転換時、6ヶ月に1回健診（配置転換後も同様）、**30年間保存**（一部5年間保存）
- 特別管理物質としての措置  
**作業記録の作成、記録の30年間の保存、有害性等の掲示、記録の報告**

(施行日) 平成26年11月1日

(経過措置) 発散抑制措置・作業主任者・測定は1年間猶予（新規に規制となった濃度範囲等）

※特化物として通常適用を受ける、ぼろ等の処理（特化則第12-2）、設備の改造等（同第22、第22-2）、立入禁止措置（同第24）、休憩室（同第37）、洗浄設備（同第38）、喫煙・飲食等の禁止（同第38-2）、呼吸用保護具（同第43）、保護衣等の備え付け等（同第44）については今回の措置対象としない。（今後ばく露実態調査によるリスク評価結果に基づき検討）

# 理解のためのポイント

- 用語の定義・・・クロロホルム等、特別有機溶剤業務とは
- 特化物の適用・・・特化物別表第1第37号の対象物質とは
- 特化則と有機則の関係・・・特化則が適用される範囲と有機則が適用される範囲
- 有機則の準用規定・・・発散抑制措置、作業環境測定、健康診断
- 特化則に基づく新たな措置内容・・・作業記録の作成、関係記録の30年間保存、作業環境測定、健康診断
- 適用除外・・・有機則第2条、第3条の適用除外の考え方
- 経過措置・・・ばく露防止措置、作業主任者、作業環境測定  
の経過措置

# 用語の定義

(物質に関すること)

- **クロロホルムほか9物質**・・・発がんのおそれのある有機溶剤10物質のこと
- **特別有機溶剤**・・・クロロホルムほか9物質+1,2-ジクロロプロパン+エチルベンゼン
- **有機溶剤**・・・有機溶剤中毒予防規則の規制対象となる有機溶剤44物質（クロロホルムほか9物質は除く。）

(含有物に関すること)

- **クロロホルム等**・・・クロロホルムほか9物質+クロロホルムほか9物質重量1%超え含有物+クロロホルムほか9物質単一成分が1%以下で、特別有機溶剤と有機溶剤との合計含有率が5%を超えるもの
- **特別有機溶剤等**・・・特別有機溶剤+特別有機溶剤重量1%超え含有物+特別有機溶剤単一成分が1%以下で、特別有機溶剤と有機溶剤との合計含有率が5%を超えるもの（有機溶剤5%超含有物を除く。）
- **有機溶剤等**・・・有機溶剤又は有機溶剤含有物（有機溶剤を重量の5%を超えて含有するもの）

(業務に関すること)

- **クロロホルム等有機溶剤業務**・・・クロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う有機溶剤業務
- **特別有機溶剤業務**・・・クロロホルム等有機溶剤業務+エチルベンゼン塗装業務+1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務
- **有機溶剤業務**・・・有機溶剤中毒予防規則第1条第6号に定める12の業務

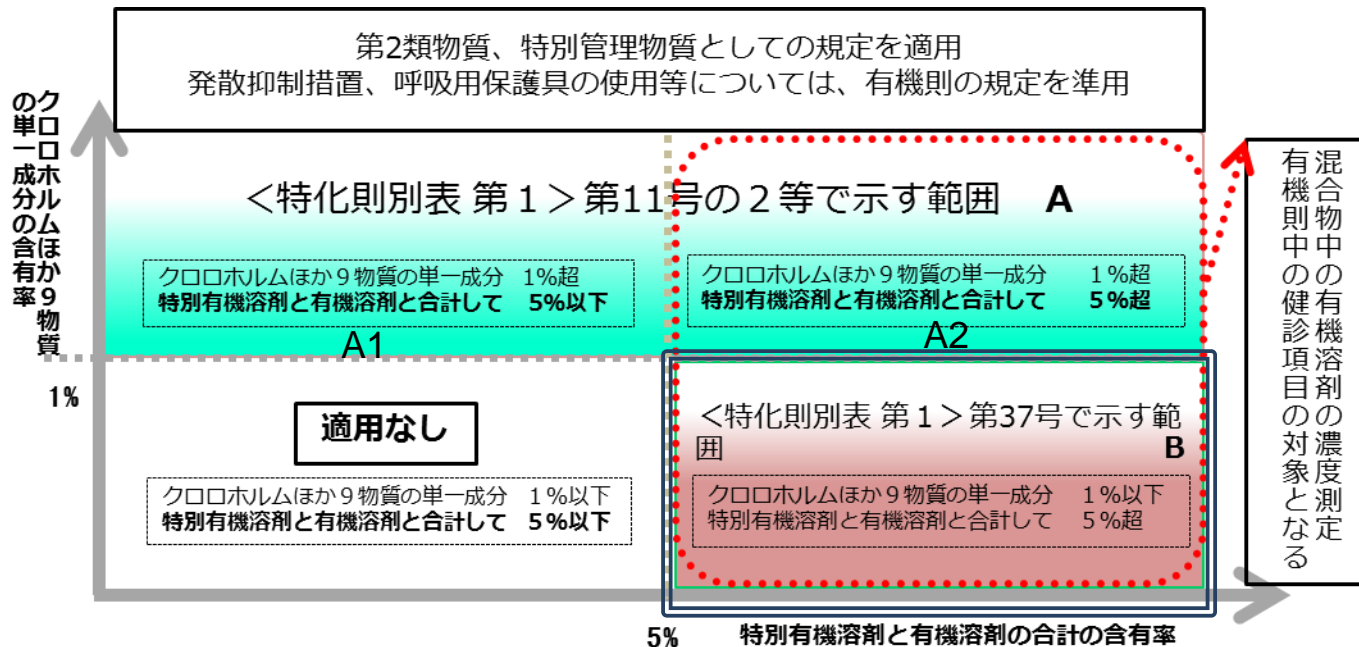
# クロロホルム等の対象 (パンフP11)

## 1 クロロホルムほか9物質の含有率が1%超のもの (下図A)

- クロロホルムほか9物質
- 特化則別表第1第11号の2、18号の2から18号の4まで、第19号の3、第22号の2から第22号の5まで、第33の2号に掲げる物 (※特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%以下のもの (下図A1) は本改正により新たな措置義務が発生)

## 2 クロロホルムほか9物質の含有率が1%以下で特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%超のもの (下図B)

- 別表第1第37号に掲げる物



- 縦軸はクロロホルムほか9物質の単一成分の含有率
- 横軸は特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率

※ただし、のうち、有機溶剤の含有率が5%を超えるものは有機則のみが適用される

# 特化則別表1第37号の適用(パンフP11)

ケース	特別有機溶剤			有機溶剤 (44種類) (5%以下 ※)	別表第1第37号(特別有機溶剤と有機溶剤の合計含有量が5%を超えるもの)
	クロロホルムほか9物質(各成分1%以下)	1,2-ジクロロプロパン(1%以下)	エチルベンゼン(1%以下)		
1	●	●	●	●	対象(●の合計が5%超)
2	●(複数成分以上)	●	●	●	対象(●の合計が5%超)
3	●	●		●	対象(●の合計が5%超)
4	●		●	●	対象(●の合計が5%超)
5		●	●	●	対象(●の合計が5%超)
6	●(複数成分以上)	●			対象(●の合計が5%超)
7	●(複数成分以上)		●		対象(●の合計が5%超)
8	●			●	対象(●の合計が5%超)
9		●	●		対象外(5%を超えない)
10		●		●	対象(●の合計が5%超)
11			●	●	対象(●の合計が5%超)
12	●(複数成分以上)				対象(●の合計が5%超)
13		●			対象外(5%を超えない)
14			●		対象外(5%を超えない)
15				●	対象外(5%を超えない)

特別有機溶剤にはクロロホルムほか9物質のほか、1,2-ジクロロプロパン、エチルベンゼンがあるため、特化則別表第1第37号の適用を考える場合、クロロホルムほか9物質、1,2-ジクロロプロパン、エチルベンゼン、有機溶剤の4つの組み合わせを考える必要がある。

**(※) 有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセントを超えて含有するもの(有機溶剤含有物)については、有機則が適用される。**

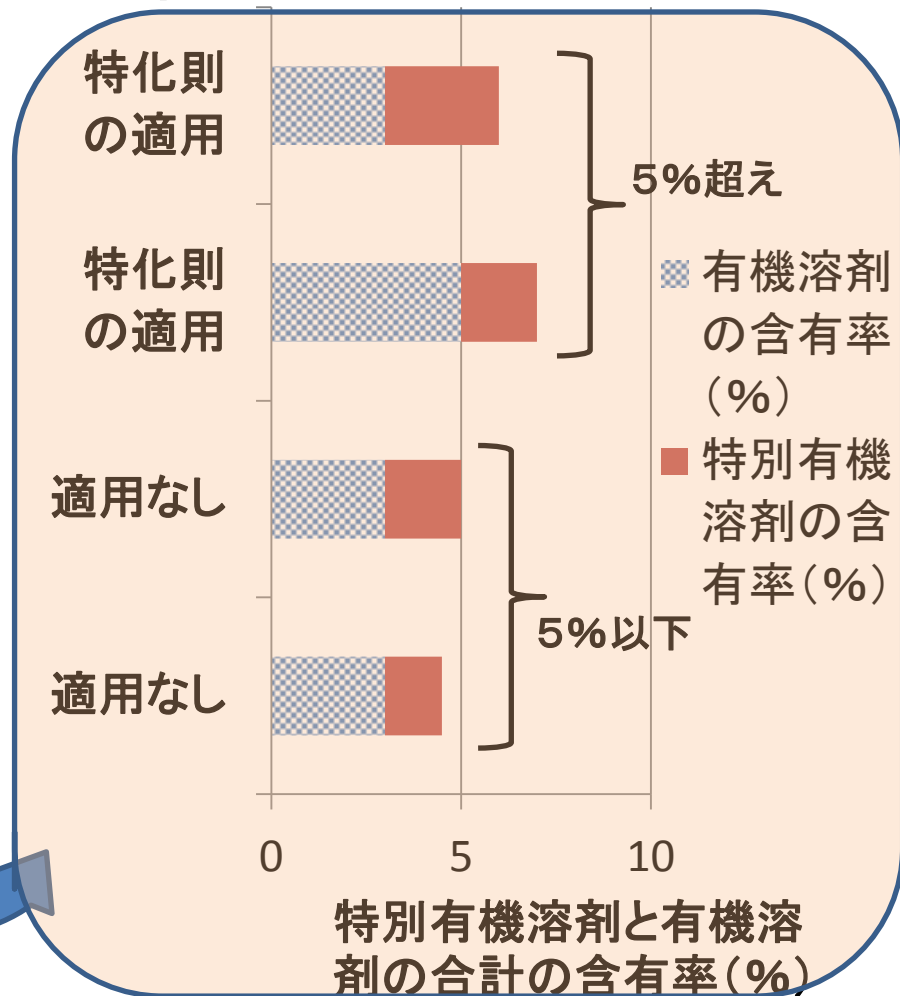
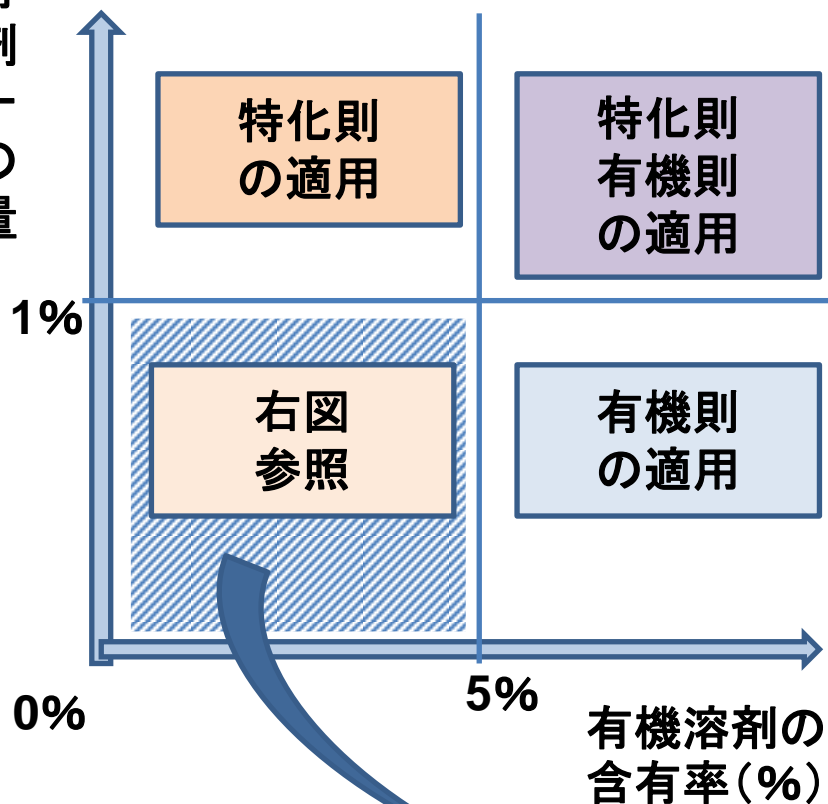
# 特化則別表1第37号の適用例(パンフP11)

ケース	特別有機溶剤			有機溶剤 (5%以下)	別表第1第 37号の適用
	クロロホルムほか9物質 (各成分1%以下)	1,2-ジクロロプロ パン(1%以下)	エチルベンゼン (1%以下)		
3	ジクロロメタン【1%】	1,2-ジクロロプロ パン【1%】		1, 1, 1-トリクロロエ タン【3.1%】	○
4	MIBK【1%】		エチルベンゼン 【1%】	キシレン【3.1%】	○
6	クロロホルム【1%】 四塩化炭素【1%】 ジクロロメタン【1%】 1,2-ジクロロエタン【1%】 トリクロロエチレン【1%】	1,2-ジクロロプロ パン【1%】			○
8	ジクロロメタン【1%】			1, 1, 1-トリクロロエ タン【4.1%】	○
8	MIBK【1%】			キシレン【4.1%】	○
10		1,2-ジクロロプロ パン【1%】		1, 1, 1-トリクロロエ タン【4.1%】	○
11			エチルベンゼン 【1%】	キシレン【4.1%】	○
12	クロロホルム【1%】 四塩化炭素【1%】 ジクロロメタン【1%】 1,2-ジクロロエタン【1%】 テトラクロロエチレン【1%】 トリクロロエチレン【1%】				○

別表第1第37号(特別有機溶剤と有機溶剤の合計含有量が5%を超えるもの)

# 特化則と有機則の関係

特別有機溶剤の単一成分の含有量 (%)



- 特別有機溶剤の単一成分が1%を超えるものは「**特化則**」が適用され、有機溶剤の含有率が5%を超える場合は「**有機則**」が適用される。
- 特別有機溶剤の単一成分が1%以下で、かつ有機溶剤の含有率が5%以下のものについて、特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%を超えるものは「**特化則(別表第1第37号)**」が適用される。

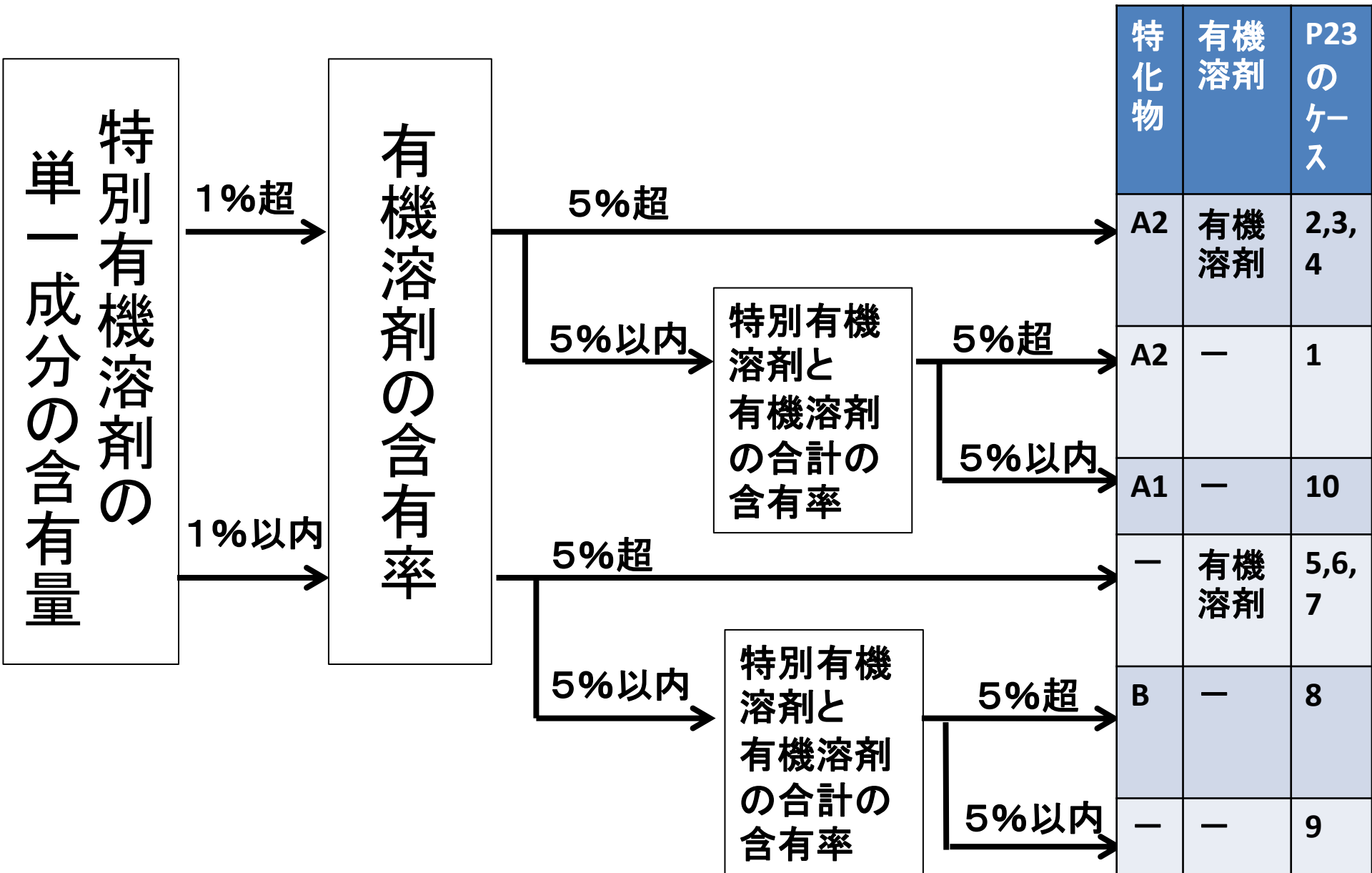
# 特化則と有機則の適用例

ケース	メチルイソブチルケトンの含有率 (%)	トルエンの含有率 (%)	特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率 (%)	規制外物質の含有率 (%)	適用法令と濃度範囲
1	40	0	40	60	特化則適用(A2)
2	30	10	40	60	特化則適用(A2) 有機則適用
3	5	35	40	60	特化則適用(A2) 有機則適用
4	3	37	40	60	特化則適用(A2) 有機則適用
5	1	39	40	60	有機則適用
6	0.5	39.5	40	60	有機則適用
7	0	40	40	60	有機則適用
8	1	5	6	94	特化則適用(B)
9	0.5	4	4.5	95.5	適用なし
10	2	2	4	96	特化則適用(A1)

- クロロホルムほか9物質の単一成分が1%を超えるものは「**特化則**」が適用され、有機溶剤の含有率が5%を超える場合は「**有機則**」が適用される。
- クロロホルムほか9物質の単一成分が1%以下で、かつ有機溶剤の含有率が5%以下のものについて、特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%を超えるものは「**特化則(別表第1第37号)**」が適用される。



# 特化物と有機溶剤の判定



# 有機則の準用規定(パンフP10)

## 1 発散抑制措置などの健康障害防止措置(特化則第38条の8→有機則第1章から第3章まで、第4章(第19条及び第19条の2を除く。)及び第7章の規定を準用)

- ・発散抑制措置(有機則第5条)
- ・局所排気装置の構造・性能(有機則第14条～第16条)
- ・定期自主検査と記録の3年間保存(有機則第20条第2項、21条)
- ・有機溶剤に関する有害性の揭示(有機則第24条第1項)
- ・有機溶剤の区分表示(有機則第25条第1項、第2項)
- ・タンク内作業における措置(有機則第26条)
- ・送気マスクの使用(有機則第32条)
- ・送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用(有機則第33条)など

## 2 作業環境測定(特別有機溶剤と有機溶剤混合物の測定)(特化則第36条の5→有機則第28条(第1項を除く。)から第28条の4までの規定を準用)

- ・作業環境測定と記録の保存(有機則第28条第2項、第3項)
- ・作業環境測定の評価と記録の保存(有機則第28条の2第1項、第2項)など

## 3 特殊健康診断(特別有機溶剤と有機溶剤混合物の健診)(特化則第41条の2→有機則第29条(第1項、第3項及び第4項を除く。)から第30条の3まで及び第31条の規定を準用)

- ・健康診断(有機則第29条第2項、第5項)
- ・健康診断結果の保存(有機則第30条)
- ・健康診断の結果報告(有機則第30条の3)など

有機則の準用規定の措置内容は基本的に従来と同様の措置内容となる。

※準用を受けない第19条、第19条の2(作業主任者)、第30条の4(緊急診断)、第8章(有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理)の措置については、特化則で新たに規定

# 新たな措置(パンフP9,10)

## 1 作業記録(特化則第38条の4)

- ・ 労働者の氏名、作業概要、作業従事期間等についての記録作成と30年間の保存

## 2 発がん性に関する有害性等の掲示(特化則第38条の3)

- ・ 名称、人体に及ぼす作用、取扱上の注意事項、使用保護具の掲示

## 3 作業環境測定(クロロホルムほか9物質が1%超の測定)(特化則第36条第1項、第3項、第36条の2第1項、第3項)

- ・ クロロホルムほか9物質の単一成分の測定と30年間の記録保存
- ・ クロロホルムほか9物質の単一成分の測定の評価と30年間の記録保存

## 4 特殊健康診断(クロロホルムほか9物質が1%超の健診)(特化則第39条第1項、第2項、第40条第2項、第41条、第42条)

- ・ 現在の作業従事者に対するクロロホルムほか9物質の単一成分の特殊健診と30年間の記録保存と結果報告
- ・ 過去の作業従事者に対するジクロロメタン(洗浄・払拭業務に限る)の特殊健診と30年間の記録保存と結果報告
- ・ 特別有機溶剤等により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときの医師による診察又は処置

## 5 作業主任者の選任(特化則第19条第2項)

- ・ 有機溶剤作業主任者技能講習修了者のうちから特定化学物質作業主任者を選任

## 6 溶剤の貯蔵(特化則第25条第1項、第5項)

- ・ 堅固な容器、確実な包装、貯蔵場所への立入禁止、蒸気の排出設備

## 7 空容器の処理(特化則第25条第4項)

- ・ 発散防止措置、一定の場所への集積

## 8 記録の報告(特化則第53条)

- ・ 事業の廃止時に測定記録、作業記録、特定化学物質健康診断個人票を所轄署へ提出

今回の改正では、ぼろ等の処理(特化則第12条の2)、設備の改造等の作業(特化則第22条、22条の2)、立入禁止措置(特化則第24条)、容器への表示と保管(特化則第25条第2項、3項)、休憩室(特化則第37条)、洗浄設備(特化則第38条)、喫煙・飲食等の禁止(特化則第38条の2)、呼吸用保護具等の備え付け(特化則第43条~45条)の適用は除外

# 主な措置内容の変更点(パンフP10)

	改正前	改正後	主な変更点	A <sub>1</sub>	A <sub>2</sub>	B
発散抑制措置	有機則第5条	特化則第38条の8 (有機則第5条準用) ★	同様の措置 (局所排気装置等の設置)	●	●	●
局排定期自主検査	有機則第20条第2項	特化則第38条の8 (有機則第20条第2項準用) ★	同様の措置 (1年以内ごとに1回の点検)	●	●	●
作業主任者の選任	有機則第19条第2項	特化則第27条第1項★	有機溶剤作業主任者講習修了者から特定化学物質作業主任者を選任	●	●	●
作業環境測定と記録の保存	有機則第28条第2項、3項 (単品又は混合物測定と3年間保存)	特化則第36条第1項、3項★	単品 (1%超) の測定、30年間保存 (電磁的記録可)	●	●	
		特化則第36条の5 (有機則第28条第2項、3項準用)	特別有機溶剤 + 有機溶剤混合物 (5%超) の測定、3年間保存 (電磁的記録可)		●	●
作業環境測定評価と記録の保存	有機則第28条の2第1項、2項 (単品又は混合物測定評価と3年間保存)	特化則第36条の2第1項、3項★	単品 (1%超) の測定評価、30年間保存 (電磁的記録可)	●	●	
		特化則第36条の5 (有機則第28条の2第1項、2項準用)	特別有機溶剤 + 有機溶剤混合物 (5%超) の測定評価、3年間保存 (電磁的記録可)		●	●
特殊健診	有機則第29条第2項、3項、5項 (有機則健診の実施)	特化則第39条第1項★	現職：単品 (1%超) の特化健診	●	●	
		特化則第39条第2項★	過去従事：単品 (1%超) の特化健診 (ジクロロメタン洗浄払拭業務のみ)	●	●	
		特化則第41条の2 (有機則第29条第2項、5項準用)	現職：特別有機溶剤 + 有機溶剤混合物 (5%超) の有機健診		●	●
特殊健診結果保存	有機則第30条 (5年間保存)	特化則第40条第2項★	単品 (1%超) の特化健診記録、30年間保存 (電磁的記録可)	●	●	
		特化則第41条の2 (有機則第30条準用)	特別有機溶剤 + 有機溶剤混合物 (5%超) の有機健診記録、5年間保存 (電磁的記録可)		●	●

# 主な措置内容の変更点(パンフP10)

	改正前	改正後	主な変更点	A1	A2	B
特殊健診結果報告	有機則第30条の3(有機則健診結果報告)	特化則第41条★ 特化則第41条の2(有機則第30条の3準用)	単品(1%超)の特化健診報告 特別有機溶剤+有機溶剤混合物(5%超)の有機健診報告	●	●	
掲示	有機則第24条第1項	特化則第38条の8(有機則第24条第1項準用)★	同様の措置(人体に与える影響、取扱注意事項の掲示)	●	●	●
区分表示	有機則第25条第1項、2項	特化則第38条の8(有機則第25条第1項、2項準用)★	同様の措置(有機溶剤の区分表示)	●	●	●
溶剤の貯蔵	有機則第35条	特化則第25条第1項★ 特化則第25条第5項★	堅固な容器・確実な包装 貯蔵場所へ立入禁止、蒸気の排出設備	●	●	●
空容器の処理	有機則第36条	特化則第25条第4項★	発散防止措置、一定の保管場所へ集積	●	●	●
掲示	—	特化則第38条の3★	名称、人体に及ぼす作用、取扱上の注意事項、使用すべき保護具の掲示	●	●	
作業の記録	—	特化則第38条の4★	氏名、作業概要・作業従事期間、汚染事態の概要と応急措置概要の記録と30年間の保存(電磁的記録可)	●	●	
記録の報告	—	特化則第53条★	事業の廃止時に測定記録、作業記録、特化則健診結果の所轄署への提出	●	●	

今回の改正で、1%超え～特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%以下のもの(A1)が新たに措置の対象となったものは★

(表の右欄のA1、A2、Bの分類)

A1: クロロホルムほか9物質の単一成分の含有率が1%超えで、特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%以下のもの

A2: クロロホルムほか9物質の単一成分の含有率が1%超えで、特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%を超えるもの

B: クロロホルムほか9物質の単一成分の含有率が1%以下で、特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%を超えるもの

# 発散抑制措置（パンフp12）

	A <sub>1</sub>	A <sub>2</sub>	B
適用を受ける濃度範囲	●	●	●

屋内作業場などにおいてクロロホルム等有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、クロロホルムほか9物質の蒸気に労働者がばく露することを防止するため、次の措置を講じることが必要

- 1 クロロホルムほか9物質が発散する屋内作業場での発散抑制措置（発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置などの設置）
- 2 局所排気装置、プッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届け出など
  - ・ 構造、性能などについて一定の要件を満たすこと（局所排気装置の制御風速など）
  - ・ 1年以内ごとに1回の定期自主検査、メンテナンス後等の点検が必要
  - ・ 設置計画の届け出（設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届け出が必要）

- ▶ A<sub>2</sub>とBについては、平成26年11月1日から義務化
- ▶ A<sub>1</sub>については、平成27年11月1日から義務化

有機則の準用規定の措置内容は基本的に従来と同様の措置内容となる。

# 作業主任者 (パンフp13)

	A1	A2	B
適用を受ける濃度範囲	●	●	●

クロロホルム等有機溶剤業務では、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要(試験研究のため取り扱う作業を除く)

◆「有機溶剤作業主任者技能講習」の修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任

◆作業主任者の職務

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、または吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けを予防するための装置を1カ月以内ごとに点検すること
- ③ 保護具の使用状況を監視すること
- ④ タンクの内部において特別有機溶剤業務に労働者が従事するときは、有機則第26条に定める措置が講じられていることを確認すること

- ▶ A2とBについては、平成26年11月1日から義務化
- ▶ A1については、平成27年11月1日から義務化

有機溶剤作業主任者技能講習修了者のうちから特定化学物質作業主任者を選任

# 作業環境測定 (パンフp14)

		A1	A2	B
適用を受ける濃度範囲	単一成分	●	●	
	混合溶剤		●	●

クロロホルム等有機溶剤業務を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要

- ◆ 6カ月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定士（国家資格）による作業環境測定を実施
- ◆ 結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じた適切な改善が必要
- ◆ 測定の記録、評価の記録を保存

## 【作業環境測定】

- ・ クロロホルムほか9物質の単一成分の測定と評価と記録の3年間保存（クロロホルムほか9物質の単一成分1%超の場合）→ **単一成分についての評価を実施**
- ・ 混合有機溶剤の各成分の測定と評価と記録の3年間保存（特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%超の場合）→ **混合有機溶剤としての評価を実施**

- ▶ A2とBについては、平成26年11月1日から義務化
- ▶ A1については、平成27年11月1日から義務化

測定対象により2種類の評価を実施



# 特殊健康診断(パンフP15)

		A <sub>1</sub>	A <sub>2</sub>	B
適用を受け る濃度範囲	単品	●	●	
	混合溶剤		●	●

## 1 ジクロロメタンの洗浄・払拭業務

- (現 職) 特化物健診 (ジクロロメタン1%超の場合)
- (現 職) 有機溶剤健診 (特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%超の場合)
- (配置転換後) 特化物健診 (ジクロロメタン1%超の場合)

## 2 ジクロロメタンの洗浄・払拭以外の有機溶剤業務

- (現 職) 特化物健診 (ジクロロメタン1%超の場合)
- (現 職) 有機溶剤健診 (特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%超の場合)
- (配置転換後) 義務付なし

## 3 ジクロロメタン以外の発がんのおそれのある有機溶剤の有機溶剤業務

- (現 職) 特化物健診 (クロロホルムほか9物質の単一成分1%超の場合)
- (現 職) 有機溶剤健診 (特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%超の場合)
- (配置転換後) 義務付なし

※有機溶剤健診記録→5年間保存、特化物健診記録→30年間保存

▶平成26年11月1日から義務化

化学物質名	対象業務	現職	配置転換後
ジクロロメタン	洗浄・払拭業務	特化物健診 + 有機健診 (1%超) (5%超溶剤)	特化物健診 (1%超)
	洗浄・払拭業務以外の 有機溶剤業務	特化物健診 + 有機健診 (1%超) (5%超溶剤)	義務付なし
その他9つの 有機溶剤	有機溶剤業務	特化物健診 + 有機健診 (1%超) (5%超溶剤)	義務付なし

# 特別管理物質としての措置

(パンフp9、17)

	A <sub>1</sub>	A <sub>2</sub>	B
適用を受ける 濃度範囲	●	●	

特別管理物質であるクロロホルムほか9物質を製造又は取り扱う場合には、発がん性に関する揭示、作業記録の作成、記録の30年間保存が必要。

## 1 発がん性に関する揭示

- ・ 名称
- ・ 人体に及ぼす影響
- ・ 取扱い上の注意事項
- ・ 使用すべき保護具

## 2 作業の記録

- ・ 労働者の氏名
- ・ 従事した作業の概要と従事期間
- ・ クロロホルムほか9物質により著しく汚染されたとき、その概要と事業者が講じた応急措置

## 3 記録の30年間保存

- ・ 特定化学物質健康診断個人票
- ・ 作業環境測定記録
- ・ 作業環境測定の評価記録
- ・ 作業記録

▶平成26年11月1日から義務化

発がん性という遅発性の影響を踏まえ、発がん性に関する有害性の周知や作業記録の作成と30年間の保存が必要

# 作業記録の例

事業場ごとに作業員別で作成したもの

作業記録(作業員別)

〇〇工業株式会社〇〇工場  
平成 年 月 日~平成

労働者の氏名 〇〇 〇〇  
年 月 日分

	A1	A2	B
適用を受ける濃度範囲	●	●	

作業年月日	従事した作業の概要	特別管理物質により著しく汚染される事態の有無	ある場合、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要
〇月〇日	作業内容:金属部品の自動洗浄作業 作業時間:1日当たり〇時間 取扱温度:25°C(洗浄槽内40°C) 洗浄剤の消費量:1日当たり〇リットル 洗浄剤の成分:ジクロロメタン100%含有 換気状況:密閉設備 保護具:ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	有り 〇月●日 午前〇時〇分頃	洗浄作業場で洗浄剤をタンクに補充中、左足に約2リットルかかる。水洗後医師への受診
〇月〇日	同上	無し	—
〇月〇日	同上	無し	—
〇月〇日	作業内容:金属部品の手吹塗装作業 作業時間:1日当たり〇時間 取扱温度:25°C 塗料の消費量:1日当たり〇リットル 塗料の成分:メチルイソブチルケトン10%含有 換気状況:局所排気装置(排気量〇m <sup>3</sup> /分) 保護具:ゴム手袋、有機ガス用防毒マスク	無し	—

作業場における排気量(換気量)、時間当たりの化学物質の消費量がわかれば  
当時の作業員のばく露の推定が可能。

# 有機則に基づく適用除外(パンフP18)

		クロロホルムほか9物質の単一成分が1%超えの場合 (A1、A2)	クロロホルムほか9物質の単一成分が1%以下で、有機溶剤との合計が5%を超える場合 (B)	準用に関する規定
発散抑制措置、呼吸用保護具、タンク内作業		適用除外になる (A1,A2)	適用除外になる	特化則第38条の8 (有機則第2条、第3条)
定期自主検査、掲示 (有機則)、区分表示		適用除外になる (A1,A2)	適用除外になる	
作業主任者		適用除外にならない(A1,A2)	適用除外になる	特化則第27条第2項 (有機則第2条、第3条)
作業環境測定	特化物	適用除外にならない(A1,A2)	—	特化則第36条第4項、第36条の5 (有機則第3条)
	混合有機溶剤	適用除外になる (A2のみ)	適用除外になる	
特殊健診	特化物	適用除外にならない(A1,A2)	—	特化則第39条第5項、第41条の2、第42条第3項 (有機則第3条)
	混合有機溶剤	適用除外になる (A2のみ)	適用除外になる	
作業記録作成、掲示 (特化則)		適用除外にならない(A1,A2)	—	—
溶剤の貯蔵、空容器の処理		適用除外にならない(A1,A2)	適用除外にならない	—

消費する有機溶剤等の区分	有機溶剤等の許容消費量	例：作業場の気積が150m <sup>3</sup> (10m×6m×2.5m) の場合の許容消費量
第1種有機溶剤等	$W = 1 / 15 \times A$	10g (= 1 / 15 × 150)
第2種有機溶剤等	$W = 2 / 5 \times A$	60g (= 2 / 5 × 150)
第3種有機溶剤等	$W = 3 / 2 \times A$	225g (= 3 / 2 × 150)

備考 W = 有機溶剤等の許容消費量 (単位 グラム)  
 A = 作業場の気積 (床面から4mを超える高さにある空間を除く。単位 : m<sup>3</sup>) ただし、気積が150m<sup>3</sup>を超える場合は、150m<sup>3</sup>とする

# 経過措置(政令)(パンフP3, 13,14)

## 附 則

(施行期日)

第1条 この政令は、平成26年11月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）**第6条第18号【特化物作業主任者対象作業】**に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第6条第18号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成27年10月31日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

第3条 次に掲げる物であって、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成27年4月30日までの間は、労働安全衛生法**第57条第1項【表示】**の規定は、適用しない。

- 一 新令**第18条第14号の11【DDVP】**に掲げる物
- 二 新令**第18条第39号【DDVP含有物】**に掲げる物で、前号に掲げる物を含有するもの

第4条 事業者は、新令第21条第7号**【特化物の作業環境測定対象作業場】**に掲げる作業場（旧令第21条第7号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成27年10月31日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

**2条関係** 特化物の**作業主任者**は平成27年10月31日【施行後1年間】までの間は選任を要しない。(DDVP、クロロホルムほか9物質に係るもののうち濃度範囲がA1のもの(以下「A1」という。)、有機則適用除外からはずれるもののうち濃度範囲がA2のものが対象)

**3条関係** **容器等への表示**はDDVP及び含有物については平成27年4月30日【施行後半年間】までは適用しない。

**4条関係** 特化物の**作業環境測定**は平成27年10月31日【施行後1年間】までの間は測定を要しない。(DDVP、A1、有機則適用除外からはずれるもののうち濃度範囲がA2のもの(単品の測定に限る)が対象)

# 経過措置(省令1)(パンフP4, 12)

## 附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成26年11月1日から施行する。

(計画の届出に関する経過措置)

第2条 労働安全衛生規則**第86条第1項【計画の届出】**及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条第2項において準用する同条第1項の規定は、**平成27年2月1日前**に同規則**別表第7の13【局所排気装置等】**の項の上欄に掲げる機械等であって、第3条の規定による改正後の特定化学物質障害予防規則(以下「新特化則」という。)第2条第1項第3号の2に掲げる物(第3条の規定による改正前の特定化学物質予防規則(次条及び第4条において「旧特化則」という。)**第2条第1項第3号の2【エチルベンゼン等】**に掲げる物に該当するもの及び第2条の規定による改正前の有機溶剤中毒予防規則(以下「旧有機則」という。)第1条第2号に該当するものを除く。第6条において「**特別有機溶剤等**」という。)に係るもの又は労働安全衛生規則**別表第7の16の項【特定第2類物質等の製造設備、特定化学設備】から18の項【特定第2類又は管理第2類の局所排気装置等】**までの上欄に掲げる機械等であって、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)別表第3第2号19の4若しくは新特化則**別表第1第19号の4**に掲げる物(第5条において「ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト等」という。)に係るものを**設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。**

法88条第1項及び第2項の**計画届け**(新たな届出対象となるクロロホルムほか9物質(A1が対象)の局排等、DDVPの製造設備・特定化学設備・局排等)の提出は平成27年2月1日前【施行後3ヶ月間】に設置・移転・変更する場合には適用しない。

# 経過措置（省令2）（パンフP4,12,16）

第3条 この省令の施行の際現に存する旧有機則又は旧特化則に定める様式による報告書の用紙は、当分の間、必要な改訂をした上で使用することができる。

（第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置）

第4条 ジメチルー2, 2-ジクロロビニルホスフェイト等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際**現に存するもの**については、平成27年10月31日までの間は、**新特化則第4条及び第5条**の規定は、適用しない。

第5条 特別有機溶剤等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際**現に存するもの**については、平成27年10月31日までの間は、**新特化則第38条の8において準用する有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第5条及び第6条の規定**は、適用しない。

- ・ 健診報告書様式の使用についての経過措置
- ・ DDVPについて施行の際に現に存在する製造・取扱設備については、平成27年10月31日【施行後1年間】までの間は**発散抑制措置**（特化則第5条）は適用しない。（平成26年11月1日以降に新設するものについては、新設する時点から適用）
- ・ 特別有機溶剤（A1が対象）について施行の際に現に存在する製造・取扱設備については、平成27年10月31日【施行後1年間】までの間は**発散抑制措置**（有機則第5条、6条）は適用しない。（平成26年11月1日以降に新設するものについては、新設する時点から適用）

# 経過措置(省令3)(パンフP5)

(特定化学設備に関する経過措置)

第6条 ジメチルー2, 2-ジクロロビニルホスフェイト等を製造し、又は取り扱う特定化学設備であって、この省令の施行の際現に存するものについては、平成27年10月31日までの間は、新特化則第13条から第17条まで、第18条の2、第19条第2項及び第3項、第19条の2から第20条まで、第31条並びに第34条の規定は、適用しない。

(出入口に関する経過措置)

第7条 ジメチルー2, 2-ジクロロビニルホスフェイト等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物であって、この省令の施行の際現に存するものについては、平成27年10月31日までの間は、新特化則第18条の規定は適用しない。

(警報設備等に関する経過措置)

第8条 ジメチルー2, 2-ジクロロビニルホスフェイト等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する作業場又は当該作業場以外の作業場でジメチルー2, 2-ジクロロビニルホスフェイト等を合計100リットル以上取り扱うものであって、この省令の施行の際現に存するものについては、平成27年10月31日までの間は、新特化則第19条第1項及び第4項の規定は適用しない。

(床等に関する経過措置)

第9条 ジメチルー2, 2-ジクロロビニルホスフェイト等を製造し、又は取り扱う特定化学設備を設置する屋内作業場であって、この省令の施行の際現に存するものについては、平成27年10月31日までの間は、新特化則第21条の規定は適用しない。

DDVPの漏洩防止のための措置等(主に設備面の措置、作業規程、定期自主検査・点検)は、施行の際現に存する製造・取扱う特定化学設備ものについては施行後1年間は適用しない。(平成26年11月1日以降に新設するものについては、新設する時点から適用)



# 経過措置(省令4)(パンフP14)

(作業環境測定士の資格に係る経過措置)

第10条 この省令の施行の際現に作業環境測定法施行規則(昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。)別表第5号に掲げる作業場の種類について作業環境測定法(昭和50年法律28号。以下「作環法」という。)第7条又は第33条第1項の規定による登録を受けている第1種作業環境測定士又は作業環境測定機関は、それぞれ作環則別表第3号に掲げる作業場(新特化則第2条の2第1号イに掲げる業務を行う作業場に限る。以下この条において同じ。)の種類及び第5号に掲げる作業場の種類について登録を受けているものとみなす。

2 この省令の施行の際現に、第1種作業環境測定士講習(作環則別表第5号の作業場の種類に係るものに限る。)を修了している者(前項に規定する者を除く。)が作環法第7条の規定による登録を受けたときには、作環則別表第3号に掲げる作業場の種類及び作環則別表第5号に掲げる作業場の種類について登録を受けたものとみなす。

3 この省令の施行の際現に、法第34条の2第1項に基づき届出がされている業務規程(作環則第59条第1号に掲げる事項(以下この項において「作業場の種類」という。))として作環則別表第5号の作業場の種類を定めているものに限る。)は、作業場の種類として、作環則別表第3号に掲げる作業場の種類及び作環則別表第5号の作業場の種類を定めた業務規程とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第11条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

改正省令施行前に5号(有機溶剤)で登録を受けている作業環境測定士、作業環境測定機関は3号(クロロホルム等有機溶剤業務を行う作業場に限る)の登録を受けているものとみなす。

## クロロホルムほか9物質を取り扱う事業者の方へ

- 用語の定義(クロロホルム等、特別有機溶剤業務など)を理解しましょう。
- 自分の事業場で取り扱うクロロホルム等がどの濃度範囲(A1、A2、B)なのかを把握しましょう。
- 濃度範囲(A1、A2、B)で適用を受ける措置内容を確認して、必要な対策を講じていきましょう。

## (参考)厚生労働省ホームページ掲載情報

### ○DDVP、クロロホルムほか9物質のリスク評価等

- ・リスク評価報告書(平成25年7月24日公表)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000375tx.html>

- ・措置検討会報告書(平成26年1月29日公表)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000035885.html>

### ○DDVP、クロロホルムほか9物質に係る法令改正

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057700.html>



ご清聴有り難うございました。